

～獣医師の皆様へ ご協力をお願いします～

## 渡島・檜山地域の死亡牛BSE検査体制が 令和8年4月1日※から変わります

※ 死亡牛の収集運搬が、  
令和8年3月30日以降の死亡牛から適用

### ポイント

- 森町の渡島家保BSE検査室を廃止します
- 死亡牛のうち**BSE検査対象牛**のみ  
函館市の**渡島家保**へ移送し検査後、**焼却処理**  
します
- **BSE検査対象牛**のみ、死亡獣畜処理指示書の  
「**処理に関する指示事項**」の**記載内容**  
**が変更**となります。

裏面もご覧下さい →

### お願い

- 検案により**BSE検査対象牛**と判断した場合は、  
当該牛を**所管する家畜保健衛生所へ**  
**電話による届出**にご協力をお願いします。
- 飼養者に対して「**死体・整理票・指示書**」  
**の3点セット**で、収集運搬の依頼をするよう、  
**獣医師からも改めて周知**をお願いします。

# 【検査対象牛の「処理に関する指示事項」の記載例】

死亡牛のBSE検査に関する確認事項	<input type="checkbox"/> 要	症状又は疾患	<input type="checkbox"/> 特定症状・ <input type="checkbox"/> 7疾患・ <input type="checkbox"/> 8疾患・ <input type="checkbox"/> BSE関連症状
	<input type="checkbox"/> 否		
(指示及び特記事項)		(3) 処分	
1 腐敗状況 (軽度・中度・重度)	a 殺処分指示 ( )		
2 抗生物質等の出荷制限 (未使用・期間中・期間外)	b 所有者及び業者への指示 (禁放血死・その他 )		
3 処理に関する指示事項	4 その他 ( )		
(1) 死体処理先 (北海道渡島家畜保健衛生所 )			
(2) 死体処理方法 (解体 <u>その他</u> 焼却 )			
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。		住所(又は所属団体)	
発行年月日 20 年 月 日		連絡先電話番号	
		獣医師氏名	

# 【BSE検査対象牛の指示書を発行した際の届出先】

## 【渡島管内の検査対象牛】

- 北海道渡島家畜保健衛生所  
TEL : 0138-49-5444

## 【檜山管内の検査対象牛】

- 北海道檜山家畜保健衛生所  
TEL : 0139-52-0707

※ 土・日・祝日に発行した場合は、従来どおり、FAXにて届出をお願いします。

